

公認野球指導者資格に関する規程

<趣旨>

日本における野球競技の普及・振興と競技力の向上にあたるための指導者の資質と指導力の向上を図り、各競技者が野球に親しみ、スポーツ障害などに影響されることなく、安心して競技にあたることができるよう一般財団法人全日本野球協会（以下「本協会」という。）は公認野球指導者制度を設ける。

第1条（目的）

本制度は、次の事項の達成をはかることを目的とする。

- （1） 野球競技の指導において、基礎的な知識や指導技術をもつ指導者を一貫カリキュラムにより養成し、その資質と指導力の向上をはかること。
- （2） 野球競技の普及・振興を支える指導者により、競技者の健全な精神と人間力が育まれる環境を整えること。
- （3） 指導者の位置づけと役割に応じた指導者資格認定を行い、指導者の社会的信用を確保すること。

第2条（指導者資格の種類）

本協会が認定する指導者資格の種類は次の通りとする。

- （1） 公認野球指導者 基礎Ⅰ
 - ① U-12
 - ② U-15

第3条（指導者資格の認定）

本協会、本協会加盟団体（別紙に記載の加盟団体の傘下団体・支部団体等を含む）および本協会が認める団体が主催する所定の講習会を修了し、主催団体において適格と認められた者に対し、本協会は前条に定める指導者資格を認定する。

第4条（講習時間、内容、講師）

指導者資格取得を希望する者は、資格の種類に応じ次の科目を受講しなければならない。

（1） 講習時間

① 公認野球指導者 基礎Ⅰ（U-12）

基礎理論 7時間（集合3時間、その他4時間）

実技（U-12） 3時間（集合3時間）

② 公認野球指導者 基礎Ⅰ（U-15）

基礎理論 7時間（集合3時間、その他4時間）

実技（U-15） 3時間（集合3時間）

* 基礎理論①②③（別紙参照）はU-12・U-15とも同内容のため、U-12資格保有者がU-15の資格を新たに取得する場合、またはU-15資格保有者がU-12の資格を新たに取得する場合は、基礎理論①②③の受講を免除する。

(2) 講習内容

講習内容及び時間数については別紙に定める。

2 前項における講習の講師は、本協会が認定する講師によって行われることが望ましい。

第5条（講習会受講料等）

- (1) 第3条及び第4条で定める講習会の受講料は、主催する団体が定めるものとする。
また、各テキスト代は本協会において別に定める。

第6条（受講資格）

当規程に定める講習会及び検定、審査を受けるには、以下の要件を満たしていなければならない。

(1) 公認野球指導者基礎 I (U-12、U-15)

- ① 受講する年の4月1日現在、満18歳以上の者。
- ② スポーツや野球競技の指導にあたっている者、またはこれから指導者になろうとする者。

第7条（認定、登録及び更新）

第2条で定める資格の認定、登録及び更新は下記のとおりとする。

- (1) 講習及び検定の後、適正と認められた者は、本協会へ登録手続きを行う。登録手続き完了者に対して、本協会は公認野球指導者として「登録証」を交付し、登録名簿に記載する。
- (2) 公認野球指導者の有効期限は4年間とし、本資格を更新しようとする者は資格有効期限が切れる6ヶ月前までに、本協会が定めるリフレッシュ研修を受けなければならない。
- (3) 公認指導者の登録料は次の通りとする。登録料の納入方法は、本協会が別途定めるものとする。
 - ① 公認野球指導者 基礎 I (U-12、U-15) 10,000円/4年間

第8条（指導者の遵守義務）

指導者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令及び本協会と指導者が所属する団体の各種規程・規則を遵守すること。
- (2) 選手の人格や資質、選手が望む目標やスポーツ活動を尊重し、相互の信頼関係を築いた上で、公平なコーチングを行うこと。
- (3) スポーツマンシップを理解し、対戦相手、審判員、関係役員等に対しても、相手を尊重する精神を忘れず接し、行動すること。
- (4) 選手の福利及び安全を最優先で扱うこと。
- (5) 自ら考え、工夫し、責任を持って行動できる選手の育成に取り組むこと。
- (6) 選手や社会に対する自己の影響力を認識し、常に自己研鑽を図り、自らの成長・発展に努めること。
- (7) 暴力・暴言・ハラスメントを用いての指導を行わないこと。
- (8) 暴力・暴言・ハラスメントを決して許容せず、根絶の努力を継続すること。

(9) 暴力団など反社会的勢力とは一切関係をもたないこと。

第9条（公認指導者の資格の適格性再審査及び指導）

本協会は、次の各号に該当する場合、公認指導者に対する資格の適格性の再審査を行う。

(1) 公認指導者が本協会加盟団体に所属する場合

① 所属団体より処分を受け、さらにその所属団体より本協会に資格の適格性に関する再審査の申請があった場合

(2) 公認指導者が本協会加盟団体に所属していない場合

① 第8条に違反する場合

② その他資格の適格性に疑義が生じた場合

2 本協会のコンプライアンス委員会は資格の適格性の再審査の結果、資格保有者に対して、次の指導を行うことができる。

(1) 注意（口頭による注意）

(2) 嚴重注意（文書による注意）

(3) 資格の停止（一定期間の資格停止）

(4) 資格の失効（資格を失効させるが、再取得は妨げない）

第10条（登録の抹消）

公認指導者の登録を抹消する場合には、本人から所定の登録抹消申請または本協会が指定する方法によって申し出るものとする。その際、登録料の返金は一切行わない。

第11条（公認指導者資格の喪失）

公認指導者が次の各号のいずれかに該当した場合、その資格を失効する。

(1) 第10条に定める登録抹消手続きが行われたとき。

(2) 公認指導者の登録または更新の手続きをしなかったとき。

(3) 第9条2項により資格が失効したとき。

第12条（改廃）

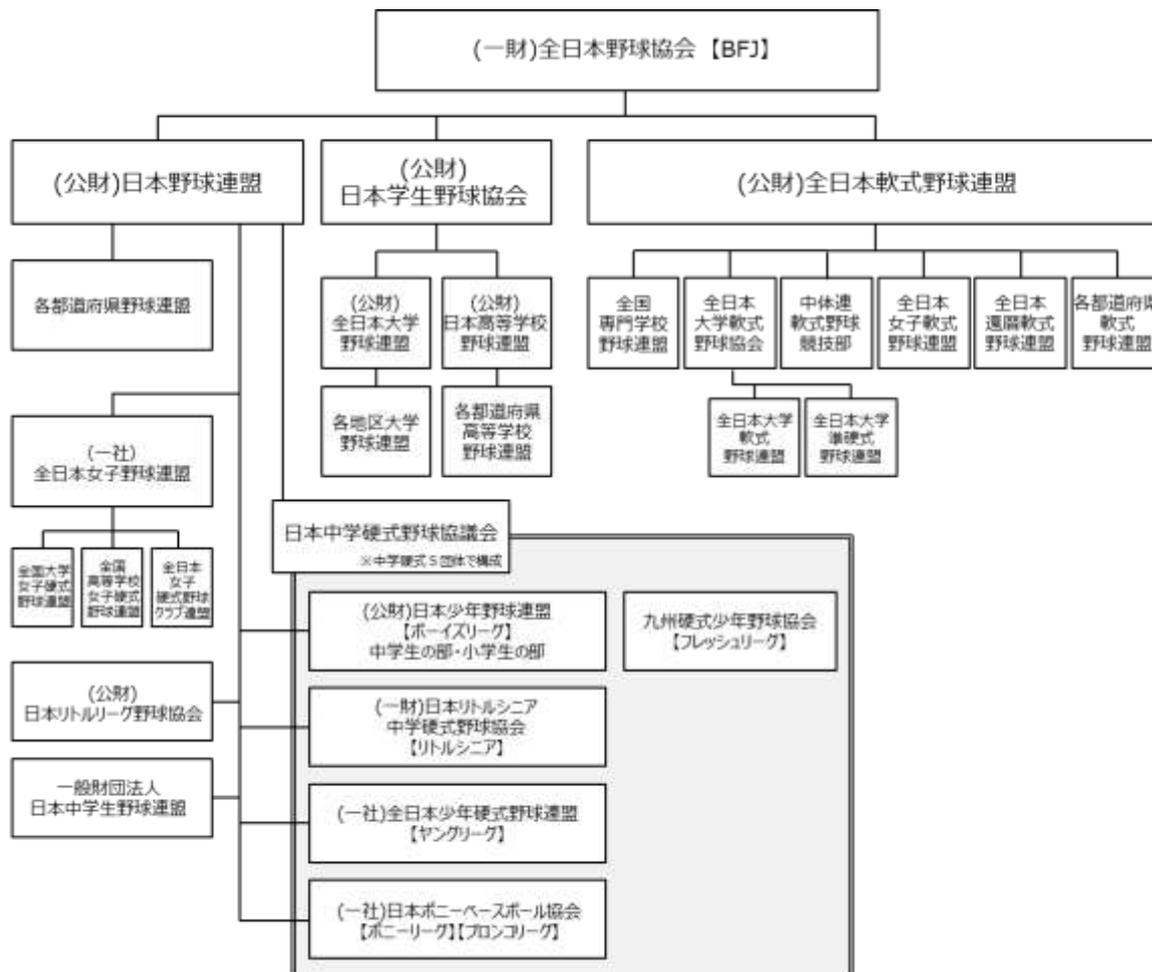
本規程の改廃は本協会理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は2020年3月16日より施行する。

2021年10月21日一部改訂（基礎I（U-15）関連）

【別紙】

1. 公認野球指導者基礎 I の講習会を開催できる団体



2. 公認野球指導者基礎 I (U-12) 講習内容及び時間数

区分	カリキュラム内容	時間数		
		集合	その他	計
1 基礎理論	① スポーツマンシップ	1h	0.5h	1.5h
	② 「ティーチング」と「コーチング」	1h	0.5h	1.5h
	③ 体罰・暴力・ハラスメントの根絶	-	1h	-
	④ リスクマネジメント／安全管理	-	1h	-
	⑤ チームマネジメント	-	1h	-
	⑥ 指導者に必要な医科学的知識	1h	-	-
	小計	3h	4h	7h
2 実技	① 投動作・捕球動作の指導	2h	-	2h
	② ボールゲームとその指導	1h	-	1h
	小計	3h	-	3h
合計		6h	4h	10h

3. 公認野球指導者基礎 I (U-15) 講習内容及び時間数

区分		カリキュラム内容		時間数		
				集合	その他	計
1	基礎理論	①	スポーツマンシップ	1h	0.5h	1.5h
		②	「ティーチング」と「コーチング」	1h	0.5h	1.5h
		③	体罰・暴力・ハラスメントの根絶	-	1h	-
		④	リスクマネジメント／安全管理	-	1.5h	-
		⑤	指導者に必要な医科学的知識	1h	0.5h	-
		小計		3h	4h	7h
2	実技	①	守備（投球・送球、捕る）の指導	1.5h	-	1.5h
		②	攻撃（打つ、走る）の指導	1.5h	-	1.5h
		小計		3h	-	3h
合 計				6h	4h	10h